



道徳教育の主題としての「正義」

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 千葉, 胤久 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00006499

道徳教育の主題としての「正義」

千葉胤久

北海道教育大学旭川校倫理学研究室

“Justice” as a Subject of Moral Education

CHIBA Tanehisa

Department of Ethics, Asahikawa Campus, Hokkaido University of Education

概要

道徳の授業を構想するにあたっては、その授業において取り上げる内容項目の意味内容を明確化しておく必要がある。本稿では、内容項目として「公正、公平、社会正義」を取り上げ、正義を取り扱う授業の主題設定に必要な準備作業として、正義の多様な意味を明らかにする作業を行う。正義の多様な意味を整理する観点として、D・ジョンストンの所論を参考に、相互性としての正義、正義の目的論的な理論という二つの観点に着目する。相互性としての正義に関しては、バランスのとれた相互性とバランスを欠いた相互性に細分した上で、それぞれに関して、いかなる意味での「平等・等しさ」が正義の要件となるのかを考察する。正義の目的論的な理論に関しては、自由を目的とする正義、幸福を目的とする正義に細分して、それぞれの主要思想の概要を確認する。その上で、細分化した観点ごとに、道徳教育において正義を主題として取り扱う際の留意点を明らかにする。

はじめに

道徳の授業を構想するにあたっては、まずその授業において取り上げる内容項目の意味内容を明確化しておくことが必要となる。内容項目の意味内容を明確化するために一般に参照されるのは、学習指導要領の解説であろう。「道徳」が「特別の教科」として教科化されるにともなって改訂された学習指導要領の解説『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』（以下、『学習指導要領解説』と略記）においては「正義」に関する解説もなされているが、そこでは「『正義を重んじ』るということは、正しいと信じることを自ら積極的に実践できるように努めること」（文部科学省45頁）であるという説明がなされている。この説明は誤解を招きやすい説明であるように思われる。確かに、「正義」という日本語の日常的な語感のうちには「自らが正しいと信じることを実践する」という理解が含まれているとは言えるであろうが、ここで問題にされるべき正義は「公正、公平、社会正義」というキーワードで語られる意味内容を持った「正義」である。こ

の意味での「正義」は、自らの信念に基づいて正しいと信じることを実行するということには尽きない多様な意味を有しているものである¹。また、自らが正しいと信じたことを積極的に実践したからといって、それだけでは単なる独善的な実践にとどまってしまう可能性を否定できないのであり、その意味でそのような実践は公正でも公平でもなく、正義にかなっていないものにとどまってしまうかもしれないのである。

道徳の授業において正義という主題を取り扱う場合、そもそも正義とはどのようなことなのか、正義の多様な意味について事前によく考察しておく必要があるということができよう。『学習指導要領解説』では、先の説明以外にも、正義の意味内容について理解を促すための説明がなされている。「正義とは、人が踏み行すべき正しい道筋や社会全体としての正しい秩序などを広く意味し、法にかなっていることや各人に正当な持分を与えるという意味もある」（文部科学省45頁）。この説明で語られている「法にかなっていることや各人に正当な持分を与える」ということがより詳しくはいかなることを意味しているのか、本稿においては、これらの点について理解を深めるための考察を展開していくことにしたい。

もちろん、正義とは何か、という問題はきわめて大きな問題であり、この問題に正面から取り組むことは本稿のような限られた紙幅で行うことのできることはない。本稿では、正義とは何かを考える際の主要な観点になる事柄を整理し、そのことを通じて道徳授業で正義の問題を取り上げる際の手がかりを得ることにしたい。

1 正義の観点

正義とはどのようなことであるかを考察するための観点を得る手がかりを、以下のアリストテレスの言葉のうちに見出すことができる。

「したがって、『正しいこと』とは『法にかなったこと』と『平等なこと』であり、『不正なこと』とは『法に反すること』と『不平等なこと』であることになる。」（アリストテレス1129a-1129b）²

この言葉からは、正義には「法にかなったこと」と「平等なこと」という二つの意味が含まれているということを見て取ることができるのであるが、ここではまず「平等なこと」が意味として含まれていることに注目したい³。正義に「平等・等しさ」が意味として含まれるということは、正義の定義として古来より定式化されてきたいくつかの定義からもうかがい知ることができる。例えば、これもアリストテレスに由来するとされることのあるものであるが、「等しいものを等しく、等しくないものを等しくなく扱うこと」という定義を挙げることができる。これは、正義の「形式的定義」と呼ばれるものである⁴が、この正義の形式的

1 ここで指摘された問題は、日本語の「正義」と英語の“justice”の違いの問題として語ることのできるものでもある。仲正昌樹は「現代の英米系の政治哲学の中心的なテーマになっている『正義』というのは、言うまでもなく、日本語の日常語として使われている、自らの信念にコミットして勇ましく突き進む「正義」、ではなく、全ての当事者を一般的ルールに従って公正に扱う〈justice〉のことである」（仲正17頁以下）と述べているが、『学習指導要領解説』の説明には日本語の「正義」と英語の“justice”との混同が見られるということもできるであろう。内容項目としての「公正、公平、社会正義」は「公正としての正義」の問題として考えられるべきものであるといえる。

2 アリストテレスの著作の参照箇所・引用箇所の表示は、慣例に従い、ベッカー版アリストテレス全集の頁数で示す。

3 「法にかなったこと」に関しては、本稿の第3章第2節（3-2）において若干の考察を行っている。

4 「形式的定義」を「等しき事例は等しく取り扱え」という要請とみなし、道徳的判断の普遍可能性の要求と同様の「正義の普遍可能性」の要求を意味するものと解する考え方もある。この点については、亀本89-90頁および95-97頁を参照。この意味での「形式的定義」においても「等しさ」「平等」ということが正義の要素として含まれていることには変わりがない。

定義のうちにも、正義にはなんらかの意味で「等しさ」、「平等」ということが含意されていることを見て取ることができる。形式的定義の前半の「等しいものを等しく扱う」は、何らかの観点において等しいと見なされるもの同士を、その等しさゆえに等しく扱うという関係が成立しているとき、そこにある種の正義が成立しているということを述べたものである。また、形式的定義の後半の「等しくないものを等しくなく扱うこと」は、「等しくなく扱う」つまり「不平等に扱う」ということであり、そこには「等しさ」や「平等」ということは含まれていないように一見すると見えるが、この意味での「等しくなく扱うこと」も正義であるからには、そこにはなんらかの意味での「等しさ」の関係、「平等」の関係を見いだすことができる。ここで問われるべきは、いかなる意味で「等しさ」の関係が成立しているのかということである。「平等・等しさ」ということに正義を考察する観点の一つを見て取ることができ、そこではいかなる意味での「平等・等しさ」が見出せるのかが問題となるのである。

正義を考察する観点として「平等・等しさ」という観点があることを見てきたが、これ以外にはどのような観点がありうるであろうか。この点に関連する議論をD・ジョンストンの主張に見出すことができる。西洋における正義の諸思想の歴史を古代から現代まで概観することを通じてジョンストンが見出したのは、「正義観の歴史は相互性に基づく見解と目的論的な理論との、持続的な緊張関係によって彩られてきた」（ジョンストンv頁）ということである。

正義に関する「相互性に基づく見解」とは、正義を人々の間の関係として見る見方であり、先に見た形式的定義「等しいものを等しく、等しくないものを等しくなく扱うこと」は、正義に関する「相互性に基づく見解」の典型的なものといえる。したがって、「相互性に基づく見解」は正義における「平等・等しさ」の側面に着目した見解であるということができる。

これに対して、正義の目的論的な理論とは、「目標や目的から正義の概念を導き出そうとする見解」（ジョンストンiii頁）であり、代表的なものとして功利主義や義務論的な考え方が挙げられる。功利主義は、社会全体の幸福を目的として目指し実現することを正義にかなったこととみなす倫理思想である。義務論は、義務を義務ゆえに果たし、義務を目的として行為することを正義にかなった行為とみなす思想であるといえる。このジョンストンの見解を参考にするならば、「等しさ・平等」に着目することは、相互性としての正義に着目する観点をとることになるのに対して、これと区別しうる観点として、「何を指すことが正義であるのか」ということに着目する目的論的な正義観の観点があり、正義の観点には、とりあえずこの二種類の観点を区別することができるということになる。

以下では、相互性としての正義と目的論的正義のそれぞれに関して、さらに詳しくはどのようなことが指摘しうるか考察することを通じて、正義の意味内容の理解を深めていくことにしたい。

2 相互性としての正義の観点

ジョンストンは、正義を相互性の観点から見る諸々の見方のうちには二種類の異なった「相互性」を見出すことができると指摘している。彼の指摘する二種類の相互性とは、ひとつは「バランスのとれた相互性 (balanced reciprocity)」であり、いまひとつは「バランスを欠いた相互性 (imbalanced reciprocity)」である。

2-1 バランスのとれた相互性

バランスのとれた相互性とは、ジョンストンによれば、「自分が授けたものと等価の利益を受けとる交換」（ジョンストン31頁）のことである。このバランスのとれた相互性としての正義としてまず挙げられるのは、

応報の正義である。特に、ヘブライの律法に見て取ることのできる「命には命を、目には目を、歯には歯を、……傷には傷をあたえなければならない」という同害報復は、バビロニア法（ハンムラビ法典）におけるそれが同じ身分同士のものに限られていたのに対して、身分や階級の差に関わらずに同じ刑罰を与える傾向のより強いものであり、バランスのとれた相互性としての正義の典型的な例と考えられる（ジョンストン27頁以下参照）。バビロニア法では身分の違いに応じて与えられる刑罰が異なり、「高い地位にある人に対する罪に命じられる刑罰は、低い地位にある人に対する罪に命じられる刑罰よりはるかに重い」（ジョンストン16頁）。バビロニア法は同じ身分同士の間では、バランスのとれた相互性としての正義という側面を見せるが、異なる身分同士の間では、後述するバランスを欠いた相互性としての正義という側面を見せる。

バランスのとれた相互性としての正義のもうひとつの典型例と考えられるのは、アリストテレスの是正の正義（アリストテレス1131b-1132b参照）である。アリストテレスの是正の正義とは、簡単に言えば、ある者が他の者に損害や損失を与えたならば、加害者は自らの与えた損害・損失と等しい大きさの損失・刑罰を科されるべきであるという考え方である。ある者が他の者から不当に金銭をだまし取り、盗み取ったならば、盗みを働いた者に盗んだ金額と等しい額の金銭を返却させ、両者の財産の関係を原初の状態に復することを要求することが是正の正義であるということが出来る。このとき、「真っ当な人が卑劣な人からだまし取っても、卑劣な人が真っ当な人からだまし取っても、……そこには何の違いもない」（アリストテレス1132a）のであり、真っ当な人であれ、卑劣な人であれ、だまし取るという同じこと（等しいこと）をしたのであれば、だまし取った者として等しく裁かれることになるのである。是正の正義における等しさは「算術的な比例関係」（アリストテレス1132a）における等しさであり、数的な（あるいは量的な）等しさを意味し、この意味での等しさを確保する等価原理のうちに正義の要件を見て取る考え方がアリストテレスの是正の正義の考え方である。

アリストテレスの是正の正義においては、真っ当な人であれ、卑劣な人であれ、どちらもだまし取るということをした者として「等しいもの」であるのだから、その場合には、どちらも等しく裁かれるという仕方で「等しく扱う」ことが正義にかなった取り扱いである。したがって、バランスのとれた相互性としての正義という考え方は、「等しいものを等しく、等しくないものを等しくなく扱う」という正義の形式的定義のうちの、「等しいものを等しく」の側面を正義の要件としてより重視する見方であるということも出来る。

また、バランスのとれた相互性としての正義には、関係者を等しく取り扱うということが意味内容として含まれている。言い換えれば、関係者同士が「等しいもの」であることが前提とされており、その「等しいもの」同士を「等しく扱う」ことを正義とみなすのが、バランスのとれた相互性としての正義である。例えば、「誰もが等しく人間であり、それゆえ誰に対しても等しく基本的人権が認められるべきである」という人権思想的な考え方も、バランスのとれた相互性としての正義の主張であるということも出来るのである。

道徳教育に限らず教育の目的が「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた……国民の育成」（教育基本法第1条）にあることを考えるならば、誰をも人間として等しいものと理解し、それゆえに等しく扱うべきであると考えたという意味での「バランスのとれた相互性としての正義」を重視する態度を養うことは、教育の目的にかなったことであり、道徳教育において目指されるべき目標のひとつであるということも出来る。

しかし、「誰もが等しく人間であるのであるから、誰もが等しく扱われなければならない」ということをどのような場合でも機械的に守っていれば正義にかなったことになるというわけではない、ということもまた認めざるをえない。どのような仕事をしようとしまいと、どのような努力をしようとしまいと、それらに関わらず、すべての人は等しく人間であるから、「等しく扱い」、すべての人の生活を平均化して一律に同じレベルのものにすることが正義にかなっていることと見なされることはないであろう。バランスのとれた相

互性としての正義に関しては、それを単純に主張するならば、こうした行き過ぎた「結果の平等」を正義として主張するということになりかねないという問題点を指摘することができる。また、人間が能力・才能、体格など多くの面で不平等な状態にあることは事実として否定しえない。そして、これらの不平等を平等化することが必ずしも正義にかなっていることとして求められるわけでもない。これらのことを無視して、道徳教育の場において「人間は平等である」、「等しく扱わなければならない」ということを正しいこと（正義）としていくら主張したとしても、その主張に児童・生徒たちは納得しないであろうし、そのような仕方での人間の平等性を主張することは、かえって「人間は平等である」という理念に対する不信感を抱かせることになってしまうであろう。

こうした問題に対処するためには、正義には他方では「等しくないものを等しくなく扱う」という側面もあるということをも道徳教育において取り上げることが必要となる。この「等しくないものを等しくなく扱う」という側面を反映しているのが、バランスを欠いた相互性としての正義である。

2-2 バランスを欠いた相互性としての正義

バランスを欠いた相互性としての正義としては、先に言及したバビロニア法のように、身分の相違に応じて刑罰の重さを変えて対応することが具体例として挙げられる。古代メソポタミアにおいては、身分の異なる等しくない者に対しては、異なった対応・等しくない対応をとることが正義にかなったことであり、身分の違いを無視した対応をとるならば、それは正義に反する対応をとったということになったであろう。また、古代ギリシアにおける伝統的正義であった「友を益し、敵を害すること」ということも、友と敵との違いに応じて対応を変えることを当然のことと考えるものであり、その意味で「等しくないものを等しくなく扱う」バランスを欠いた相互性としての正義であると言える⁵。

このほかに、バランスを欠いた相互性としての正義の典型的な例としては、アリストテレスの配分の正義（アリストテレス1131a-1131b参照）を挙げることができる。これは、アリストテレスが「法にかなうこと」としての一般的正義と区別される特殊的正義のひとつとして挙げたものであるが、同じ特殊的正義に分類される是正の正義とは異なる正義として提示されているものである。

アリストテレスの配分の正義は、共通の財などをどのように分配することが正義にかなっているか定式化しようとしたものであるといえる。アリストテレスによれば、是正の正義が「算術的な比例関係」の確保を目指すものであるのに対して、配分の正義は「幾何学的な比例関係」（アリストテレス1131b）を確保することを目指すものである。幾何学的比例関係とは比率の等しさを意味する。幾何学的比例関係に基づく配分の正義とはどのようなことか、簡単な例で考えてみることにしたい。二人の人が働いて得ることができた利益を二人に分配する場合を考えてみよう。二人は同じ種類の仕事をしたのだが、一方の人は他方の人の倍の時間働いたとする。この場合、二人の間において、労働の成果に関わる相違として指摘できるのは労働時間の違いだけである。両者の労働時間の比率は2：1という比で表すことができる。このとき、この労働の成果としての利益の分配は、労働時間の比率と同じ2：1の比率で分配されるべきであり、そのときその分配は正義にかなったものとなる、というのがアリストテレスの考える配分の正義である。ここでは、労働時間の異なる者・等しくない者同士が等しくなく扱われており、「等しくないものを等しくなく扱う」こととし

5 こうした古代ギリシアの伝統的正義に対してソクラテスは、報復・復讐は害悪を与えることとして不正なことであり、それゆえに報復・復讐はそれを絶対的に禁止することこそが正しい（正義にかなっている）という考え方を貫徹したといえる（このソクラテス解釈に関しては、岩田『ヨーロッパ思想入門』63-66頁、および岩田『ソクラテス』147-154頁を参照）。この考え方は、友であれ、敵であれ誰に対しても等しい対応を求めるものとして、バランスのとれた相互性としての正義に分類することのできるものである。

ての正義の一例をここに見て取ることができるのであるが、この「不平等」な扱いが正義にかなっているのは、そこに比率の等しさという意味での「平等」が成立しているからであるといえることができる。

また、これは、労働の成果を挙げるのに貢献した価値の違いに応じて、労働の成果の分配も異なったものにすべきであるという考え方であり、それゆえアリストテレスの配分の正義は「功績 (merit, desert)」に応じた配分を正義とする考え方であるということもできる⁶。キケロ、ウルピアヌスの言葉に由来すると言われる「各人に各人のものを」与えることという正義の定義、これは『学習指導要領解説』において「各人に正当な持分を与える」こととして言及されているものであるが、これも、ひとつには功績に応じた配分の正義を意味するものとして理解することができるものである。功績に応じた配分により、「各人に正当な持分を与える」ことができることを正義と見なす考え方があることに気づくことによって、何でもひとしなみに「等しく」扱うことだけが正義であるという硬直した見方から解放され、行き過ぎた「結果の平等」に陥る危険からも自由になる可能性が開けてくるといえることができる。

道徳教育がバランスを欠いた相互性としての正義へ積極的に目を向けるべき理由は以上のような点にあるのであるが、他方でバランスを欠いた相互性としての正義という見方には注意すべき問題点があることも指摘されなければならない。問題点としては、以下のようなことを挙げるができる。まず、バビロニア法の例から見て取ることができるように、バランスを欠いた相互性としての正義は、身分上の差別など各種の差別を正当化し、差別を助長しかねないという危険性を有するものであるということを示すことができる。また、アリストテレスの配分の正義は、先に挙げた具体例に即して言えば、長時間労働することができるか否かといった能力に応じて配分を変えることを正当なことと考えるので、能力主義的な考え方を取っており、アリストテレスの配分の正義には、能力の不平等や能力による差別をそのままに容認するという過酷な一面があるということも指摘されることがある⁷。道徳教育においてバランスを欠いた相互性としての正義を取り上げ、「等しくないものを等しくなく扱う」ということもまた正義にかなったことであるということを見せ、児童・生徒に考えさせることは、「正義・公正・公平」に関する平板な理解を脱して、「正義・公正・公平」に関する理解をより一層深めることにつながるということは確かであるが、他方で「等しくないものを等しくなく扱う」ことには危険性があること、すなわち差別や過酷な格差を容認してしまうという危険性があるということを同時に児童・生徒に意識させることも必要である。そのためには、「等しくなく扱う」ことを正当化できる理由が「等しくないもの」同士の相違のうちに見出せるのかどうか、児童・生徒たちに慎重に見極めさせることが重要になる。

3 正義の目的論的な理論の観点

正義の目的論的な理論とは、たとえば、社会全体の幸福を実現することが正義であり、幸福を目的・目標として行為することが正義にかなった行為であると考えられるような考え方のことである。目的論的な理論には、

6 配分の正義は、必ずしも功績に応じた配分を求めるタイプのものに限られるわけではない。たとえば他に、「必要・ニーズneeds」に応じた配分もまた、配分の正義のひとつのタイプであるといえることができる。ニーズに応じた配分は、ニーズをもつ者に対してはそのニーズを満たすのに必要な財・権利等々を配分するが、ニーズをもたない者に対しては配分しないという「バランスを欠いた」対応をとることもありうるので、その意味で「ニーズに応じた配分」もバランスを欠いた相互性としての正義の一例と考えることもできるのである。もちろん、「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な基本的ニーズはだれにとっても共通のニーズと考えられるので、この意味での基本的ニーズに応じた対応を要求することとしての正義は、誰にとっても等しい対応を求めるバランスのとれた相互性としての正義でなければならない。

7 アリストテレスの配分の正義に対するこのような評価に関しては、岩田『いま哲学とはなにか』77頁を参照。

何を目的とするのが正義であり、何を目標として行為することが正義にかなった行為であるのかに応じて、異なるタイプのものを指摘することができる。主なものとしては、いま挙げた、幸福を目的とするタイプのもののほかに、自由を目的とするものなどを挙げることができる。また、それぞれのタイプに分類されるもののなかにも様々に異なった種類のものを、場合によっては相対立する主張を行うものも指摘することができる。

3-1 自由を目的とする正義

自由を実現することを正義とみなす見解をとっていると考えられる思想として、カント、ロールズ、リベタリアニズムの考え方を取り上げて、その内容を確認していくことにしたい。

カントの倫理学は義務論的倫理学の代表と考えられている。カントにおいては、義務を義務ゆえに守り、義務に基づいて行為することが正しい行為である。彼においては、義務に基づいているということが正義だといえる。では、義務に基づいた行為はいかにして可能となるのだろうか。カントによれば、「君は、〔君が行為に際して従うべき〕君の格律が普遍的法則となることを、当の格律によって〔その格律と〕同時に欲し得るような格律に従ってのみ行為せよ」（カント85頁。〔 〕内は訳者による補足）という定言命法に従って行為することによって義務に基づく行為は可能となる。この定言命法の基本定式に従うとき、われわれは同時に、以下の命令にも従うことになる」とカントは考える。

「君は、単に可能的であるにすぎない目的の国において普遍的に立法する成員の格律に従って行為せよ。」（カント126頁）

この定言命法の派生定式が意味しているのは、お互いを目的として尊重し合い、尊厳という価値を有する者同士として尊重し合うという関係のもとで、普遍的な道徳法則となることを欲し得るような格律を自ら立て、そのようにして自らが立てた格律に従って行為せよ、ということである。つまり、理性的存在者である人間が自らの理性を使用して、自らの従うべき義務を自らに課して、その上で義務に基づいて行為をすることが求められているのである。理性（意志）が自ら以外のもの（傾向性）になんら束縛されることなく、自らが従うべきものとして立てた道徳法則・義務に自ら従うこととしての理性（意志）の自律がここでは求められているのであり、その意味での自由が求められているのである。

このように見てくると、義務に基づく行為を行うという正義は、理性（意志）の自律としての自由が実現されているときにはじめて確保されるものであるということになる。つまり、カントにおいては、正義は自律としての自由のうちにあるのであり、ジョンストンの言うとおり、「道徳と正義のための基盤は幸福ではなく自由である」（ジョンストン157頁）とカントは考えていると言えるのである。

このように、カントにおいては、自由を目的として行為するとき、正義にかなった行為が行われたことになるのであるが、ジョンストンはカントの考える「正義に適った社会」は以下のようなものであることになると述べている。

「カントにとって、正義に適った社会とは、その成員たちがお互いの権利を侵害するのを差し控えることによってお互いの権利を尊重しあう社会である。」（ジョンストン168頁）

定言命法の目的自体の定式として広く知られている以下の言葉を参照するとき、このジョンストンの理解は正当なものであると首肯できるようになる。

「君自身の人格ならびに他のすべての人の人格に例外なく存するところの人間性を、いつでもまたいかなる場合にも同時に目的として使用し決して単なる手段として使用してはならない。」(カント103頁)

人を単なる手段としてのみ使用するとは、その人の自由を奪うことを意味する。したがって、この言葉は、われわれはお互いに他者の自由を奪ってはならず、互いの自由を尊重しなければならないということを命じているのであり、そのときわれわれは義務に基づく行為という正義にかなった行為を行うことができるようになるということを述べているものと理解することができるのである。ここに、互いの自由を尊重しあうこととしての正義という論点を見出すことができる⁸。

ロールズの正義論は、社会の基本的構造の原理としての正義、「公正としての正義」を探究するものである。彼の提示する「正義の二原理」のうち、自由を目的とする正義観を見出すことができる。「正義の二原理」とは以下のようなものである。

「第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様〔に広範〕な体系と両立可能なものでなければならない。

第二原理

社会的、経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

- (a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。
- (b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕ように。」(ロールズ『正義論』402頁以下。〔 〕内は訳者による補足)

正義の二原理のうちの第一原理は自由を目的とした正義を表現しているものであるということが出来る⁹。第一原理は、自由の尊重を、それも他者の自由を侵害しないかぎりでの自由の尊重を述べたものであり、お互いの自由を尊重しあうべきとする内容を含むものである。先ほどカントにおいて確認した自由の相互尊重としての正義という考え方と通底する考え方をここに見て取ることができる。

第二原理の(b)は、機会均等・機会の平等に正義の要件を見て取るものであるが、機会の平等を確保することは自由を保障するために必要とされるものであるので、自由を目的とした正義の一環と考えることもできる。また、機会の平等は、機会が誰に対しても開かれているということを意味するのであるから、バランスのとれた相互性としての正義と見ることもできるものである。

8 権利・自由をお互いに尊重しあうことを正義として求めていることからわかるように、カントの倫理思想のうちには、目的論的正義観だけではなく、相互性としての正義、それもバランスのとれた相互性の正義の考え方も見て取ることができる。この点については、ジョンストン165-173頁を参照。

9 正義の第一原理を「自由を目的とした」ものとするのは、言い過ぎであるかもしれない。単に目標とすることと目的とすることとの間には違いが指摘できるからである。例えば、自由の確保を目標として行為する場合にも、その行為の目的は民主的社会的市民として生きることを可能にすることであり、自由の確保はそのために必要な手段として目指されているだけで、それ自体が目的であるわけではないということはあるからである。この点については、ロールズ『公正としての正義 再説』78頁も参照。本稿では、自由を目標とするものも含めて緩やかな意味で「自由を目的とした」という言葉を使用する。

これに対して、第二原理(a)は正義の別な側面を示したものと言うことができる。第二原理の(a)は、いわゆる「格差原理」と呼ばれるものである。格差原理は、もっとも不遇な人々と恵まれた人々との間に異なった扱い（不平等な扱い）を認める考え方であるので、格差原理における正義は、自由を目的とした正義や機会の平等としての正義というバランスのとれた相互性とは異なり、バランスを欠いた相互性としての正義としても特徴づけることのできるものである。

リバタリアニズムは、「自由至上主義」と訳されることがあることからわかるとおり、何よりも自由を尊重する考え方であり、先ほど挙げたロールズの正義の二原理のうちの第一原理を正義の基本原理として許容する考え方であるということができる。ロールズの正義の第一原理は他者の自由と両立するかぎりでの自由の尊重を述べたものであったが、リバタリアニズムもこの点に関しては同様である。リバタリアニズムは、各人の自由は最大限尊重されるべきであり、自由が制限されるとするならば、それはその自由の主張が他者の自由を侵害する場合であるという考え方をとる。他者の自由の尊重も含めて、自由の最大限の尊重が正義にかなった態度であるというのがリバタリアニズムの正義論であるということができる。ロールズの第二原理に関しては、一部のリバタリアンは機会の平等を自由の保障に必要なものとして許容するが、格差原理に関しては、それを正義の原理として採用することには反対の態度をとる。ここに、同じく自由を目的とする正義を主張しながらも、ロールズのリベラリズムとは相違する点を見て取ることができる。

自由を目的とする正義の理論として、カント、ロールズ、リバタリアニズムの議論を簡単に確認してきたが、これらの議論を通覧することによって、道徳教育において正義を取り扱う際の留意点としてうかがいあがってくるのは以下の事柄である。

まず、自由の尊重は正義にかなった態度であるが、その自由の尊重は無制限なものではなく、つねに他者の自由の尊重と両立可能なものでなければならないということを留意すべき点として挙げることができる。このことは、ロールズの正義の第一原理やリバタリアニズムの考え方の中に見て取られたばかりではなく、カントの議論にも見て取ることができたものである。カントの「定言命法の目的自体の定式」は、自他の自由をともに尊重すべきことを説いているものと理解しうるものであった。道徳教育において正義の問題を自由の問題として考える場合には、そのときには自己の自由のみではなく、つねに同時に他者の自由の尊重ということも考えられなければならない。他者の自由の侵害となるような行為は、そもそも自由ではなく、正義にかなったことではないということが強調されなければならない。他者の自由を尊重するということを見聞・生徒に考えてもらう際にも、カントの「定言命法の目的自体の定式」を参照することが有効であると思われる。他者を「単なる手段」としてのみ扱ったならば、それは他者の自由を侵害したことになり、自由の相互尊重という正義から外れたことになるということを見聞・生徒に考えさせることは、自由を抽象的に考えるだけではなく具体的に考えていくための手がかりを提供することになるであろう。

自由と正義の問題に関して、次に留意すべき点は、ロールズの格差原理をどの程度考慮に入れるべきか、ということである。このことを検討するためには、正義における自由と平等との関係について考えることが必要になる。自由と平等のいずれが優先されるべきなのか、自由と平等はいかに両立させるべきなのかといった、自由と平等の問題を考察する必要があるのである。

自由を目的とすることとしての正義においてまず確保されるべき平等は「自由の平等」であり、ロールズの正義の第一原理にあるように、基本的自由が各人に平等に認められることが要求される。自由が各人に等しく認められるべきであるという自由の平等は、他人の自由を侵害しない限りにおいて個人の自由を最大限尊重するべきであると考えられるリバタリアニズムが要求するところでもある。平等よりも自由を優先して考えるべきという立場に立つ場合においても、自由の平等は確保されるべき平等であるということになる。

では、このような自由の平等を確保するためには、さらにどのようなことが求められるのだろうか。ロー

ルズおよびある種のリバタリアンたちは、自由を確保するためには機会の平等を保障する必要があると考えるであろう。この点については、いかなる意味での機会の平等が保障されるべきなのか、機会の平等だけで十分なのか、ということがさらに検討されるべきであると言える。この「機会の平等だけで十分なのか」という問題は、「機会の平等か結果の平等か」という問題として考察することのできるものである。機会の平等と結果の平等の区別を、平野仁彦はさらに細分して、「形式的な機会の平等」、「実質的な機会の平等」、「結果の平等」に分類している（平野160-164頁参照）。この分類をもとに、正義を考えるにあたっては、何の、どのような平等が考慮に入れられるべきかについて概観していくことにしたい。

形式的な機会の平等とは、ロールズの正義の二原理において第二原理(b)として示されていたものであり、ある種のリバタリアンたちも採用する考え方である。それは、いわば、自由競争に参加できる機会を平等にすることであり、自由の保障に必要な平等であるということが出来る。この意味での機会の平等が確保されていれば、結果としての経済的不平等は許容される（正義にかなっている）と多くのリバタリアンたちは考えることになる。これは、功績（のみ）に応じた対応を正義にかなった対応とみなす考え方であるが、功績を基準として平等を測ることに、能力の不平等・差別を許容し、過酷な格差をも許容することになってしまう危険性があるということを忘れてはならない。

この危険性を考慮に入れているのが、実質的な機会の平等の議論である。実質的な機会の平等とは、比喩的にいえば、形式的な機会の平等が単純にスタートラインを同じにするだけであるのに対して、スタートラインを等しくするだけでは残る初期格差やハンディキャップを是正することを内容として含むものである。平野によれば、仮想的オークションを通じて各人が必要な資源を等しく入手することによって初期格差の是正を目指すR・ドゥオーキンの「資源の平等」の考え方や、初期格差の是正だけではなく各人が自らの望む生き方ができる可能性の幅をできるだけ広く確保しておくことを目指すA・センの「潜在能力の平等」の考え方が実質的な機会の平等を保障しようとする議論の具体例である（平野163頁）。

これらの実質的な機会の平等も結果の平等の意味あいを含んだものになっているといえるが、「福利の平等」はより結果の平等に近いものである。「福利の平等」を目指す試みの例として平野が取り上げているのは、才能・資質の分布の不平等を是正することの必要性を説くロールズの主張である。これは、通常は才能・資質は個人の所有物と考えられるのに対して、才能・資質の分布を共有のものとし、どのような時代に、どのような環境のもとに、どのような人間として生まれてきたかという偶然性から生ずるリスクを分かち合うことを正義として要請するものである。ロールズの場合は、形式的な機会の平等に加えて格差原理があわせて採用されるので、形式的な機会の平等という自由の平等が確保できているだけで経済的不平等が許容されるということにはならない。その意味でロールズの議論は、正義において自由と結果の平等とをできるだけ両立させようとする考え方であるということもできる。

ロールズの提唱する能力・資質の分布の共有化としての平等化は、能力の不平等やそれに由来する過酷な格差の是正に対する対応として非常に興味深い主張であり、センの「潜在能力の平等」とともに「自由の平等」を超えて目指されるべき平等の消息を示してくれているものといえることができる。しかし、これを正義の原理として採用する場合、行き過ぎた「結果の平等」に陥り、人々のインセンティブを下げってしまうことになるのではないかという批判が予想される。こうした批判への応答としては、才能・資質の共有化を当人の功績によらない偶然の産物にのみ範囲を限定し、共有化による分配を、例えば「健康で文化的な最低限度の生活」を各人が確保できる程度のものに限定し、それ以上については功績を基準にした配分を正義として認めるという対応を考えることができる。

こうした自由と平等をめぐる問題は道徳教育においていかに扱われるべきであろうか。道徳教育において目指されるべきは、基本的自由の平等、形式的な機会の平等、実質的な機会の平等、結果の平等（福利の平

等)のいずれの立場をとるべきなのかに関して一律の解答を提出することではないだろう。もし、道徳の授業や社会科の授業において早々に一律の最終的な解答が出されたとしたならば、それは必要な議論や考察がなされていなかったことを意味すると反省的にとらえる必要があるであろう。道徳教育においてなされるべきは、それぞれの立場の意義や問題点に関して教員がポイントになる内容を簡潔に提示した上で、それをもとに児童・生徒がお互いに議論し合い、そのことを通じて、それぞれの立場の重要性と問題点について理解を深めていくことである。このような機会を設けていくことが道徳教育に携わる教員には求められるのである。

3-2 幸福を目的とする正義という観点

自由を目的とする正義の理論とは異なる種類の目的論的な理論として、幸福を目的とすることを正義とみなす考え方を挙げるができる。代表的なものとしては、後で見るように、功利主義の考え方を挙げるができるが、これ以外にも、幸福を目的とすることを正義とみなす考え方は存在する。亀本洋によれば、「社会全体の幸福を正義とみなす見解は、古来有力であり、中世キリスト教世界における『共通善』の思想や近代ないし現代の『公共の福祉』の思想がその代表である」(亀本94頁)。本節ではまず、こうした社会全体の幸福を正義とみなす考え方の例を、古代ギリシアのアリストテレスの正義論のうちにも見て取ることができることを指摘しておきたい。

アリストテレスの正義論に関しては、相互性としての正義を論じた際にその概要をすでに確認したが、ここで確認されたのは「特殊的正義」と呼ばれるもの(是正の正義と配分の正義)のみであった。ここで取り上げるべきは、アリストテレスの「一般的正義」、すなわち「法にかなうこと」としての正義である。アリストテレスの言う「法にかなうこと」としての正義とは、既存の法に従うことを正義として語ったものではない。アリストテレスにおいて、法は本来、ポリス共同体のすべての人々に共通の利益を目指すものでなければならない¹⁰。したがって、「法にかなうこと」とは、「共同体の成員に共通の利益を目指すきまりにかなうこと」である。ポリスの成員に共通の利益とは、言い換えれば、ポリス共同体にとっての幸福のことであると言うことができる。この意味で、アリストテレスにおける適法的正義は、共同体にとっての幸福を目的とすることとしての正義と特徴づけることができるものなのである。アリストテレスは、「法にかなった事柄はすべて何らかの意味で正しいことであるのは明らかである」と述べた上で、「ある意味では、ポリス共同体にとっての幸福と幸福の部分を生みだしたり、維持したりするもののことを、われわれは正しいことと呼ぶのである」(アリストテレス1129b)と述べている。アリストテレスにおいて、適法的なことは「正しいこと」なのであるが、共同体にとっての幸福を生み出すという意味で「正しいこと」なのである。

この点を踏まえるならば、『学習指導要領解説』における正義の説明においても言及されている「法にかなっていること」としての正義は、単なる法令遵守ということだけを意味するのではなく、共同体にとっての幸福を目的とするということも意味しているということができるようになる。言い換えれば、法令を遵守することが共同体にとっての幸福を生み出すことにつながってはじめて、法令遵守は正義にかなったことになるのであり、共同体にとっての幸福につながらない法令遵守は無意味であり、正義にかなったこととは言えないのである。このことは、また、「遵法精神、公德心」という内容項目を主題とする道徳教育を展開する際にも、法にしたがうことの意義として考察されるべきものでもある。法にしたがうことは、それ自体に価値があるのではなく、法にしたがうことによって共同体の幸福が得られるがゆえに、法にしたがうことには価

10 この点については、岩田『アリストテレスの倫理思想』253頁以下参照。

値があるといえるのである¹¹。このように見てくるならば、「公正、公平、社会正義」と「遵法精神、公德心」は、関連する内容項目として一体的に指導されうるものであり、共同体の幸福の実現という観点から一体的に指導されるべきものでもあるということができよう。

本節の初めにおいて述べたように、幸福を正義の基盤と考える代表的な思想としては、功利主義を挙げることができる。功利主義は、カントの倫理学とは対照的に結果を重視する帰結主義的倫理学であり、幸福という善が結果としてもたらされることが道徳的に正しいことであると考えられる。そして、功利主義の重視する幸福は個人の幸福ではなく、関係者全体の幸福、社会全体の幸福であり、功利主義においては、全体の幸福を最大化することが道徳的に正しいことであると考えられている。功利主義は、社会全体の幸福を最大化することを正義とみなす思想なのである。

幸福を目的とすることとしての正義に関して言えば、幸福を平等に取り扱うことが求められることになるが、幸福を平等に取り扱うとはどのようなことを意味することになるのか。功利主義では、「ひとりをひとりとして数え、それ以上に数えないこと」が平等に取り扱うことであり、公正な態度・正義にかなった態度になる。功利主義においては、社会全体の幸福が求められるのであって、だれもが平等に幸福になることが必ずしも求められるわけではない。こうした問題点が功利主義に対しては指摘されることがある。このことに注意するならば、社会全体の幸福を正義と考える見解を採用する場合は、そのことによって個人の別個性が無視され、個人の幸福が蔑ろにされてしまうことへの歯止めをいかに確保しておくかが考えておくべき問題であるということになる。

こうした問題に関して、小・中学校における道徳教育の実践はどのような対応をとっているであろうか。幸福を目的とすることを正義にかなったことと捉える立場に立った実践の具体例として、愛知県西尾市立米津小学校・鈴木保宏教諭の実践を挙げることができる。鈴木は、『桃太郎』を教材として取り上げ、「桃太郎は村人にとっては正義のヒーローでも、鬼たちにとっては日本一の悪者である」という「正義の対立」があることを児童たちに意識させた上で、本当の正義は「正義の対立」を克服して、みんなが幸せになることにあるのではないかということを経験者に考えさせる道徳授業を行っている¹²。この鈴木実践は、関係者全体ではなく、関係者全員の幸福を実現することが正義にかなっていることであるということを経験者に考えさせようとする実践になっている。

また、これは正義を主題として念頭においているわけでもなく、実際の実践事例でもないのではあるが、柳沼良太は問題解決型の道徳授業において道徳的問題を解決するためには、「道徳的に最善の代替案（Win-Win型）をつくり出すことが大切である」（柳沼44頁）と述べている。柳沼によれば、「Win-Win型は問題にかかわる当事者全員を満足させ幸福にするやり方」（柳沼44頁）であり、道徳授業においてはこのWin-Win型の解決策を考えることが求められる。この柳沼の提案においても、目標とされるべき幸福は関係者全員の幸福であると考えられている。

このように、幸福を目的とするといっても、実践の場で多く考えられているのは関係者全員の幸福であって、関係者全体の幸福ではないということが見て取れるのであるが、この対応は道徳教育の実践の場における対応としては妥当なものであるということができよう。ひとつには、柳沼の言うように、関係者全

11 法にしたがうことの意義として、共同体の幸福の実現に寄与するということが挙げられるが、もちろんこれが法にしたがうことの意義のすべてというわけではない。同じ幸福に目を向けるにしても、個人が自らの幸福を追求することができるという自由の保障につながるということに意義を見出すこともできるであろう。しかし、この場合も、自分だけの幸福追求ではなく、諸個人が自他ともに自らの幸福を追求することができるということに意義が見出されることになるのであるから、広い意味では共同体の幸福の実現が同様に考えられているということもできる。

12 鈴木・中山「社会正義の授業の意義」参照。

員の幸福をつくりだすことは確かに「最善」であるということではできるのであり、この関係者全員の幸福という「最善」を第一に目指そうとする態度を児童・生徒のなかに育成していこうとすることは生徒指導上も必要なことであると言えるからである。また、全員の幸福を実現することはできず、全体の幸福の最大化を目指すだけになる場合であっても、民主主義社会における熟議の重要性ということを考えるならば、自分の希望が満たされなかった者が少なくともそのことに納得していることは必要になるのであり、その意味で関係者全員の幸福が配慮されるべきであると言えるからである。幸福を目的とすることを正義にかなったこととしてとらえる立場をとるにしても、関係者全体の幸福の最大化ではなく、関係者全員の幸福が実現できることが目標として優先的に設定されるべきであろう。道徳教育の場においては、幸福を目的とすることとしての正義は、関係者全員の幸福を等しく配慮するという配慮の平等としてまずは追求されるべきであるといえるのである。

おわりに——課題とまとめ

ジョンストンは、自由を目的とすることと幸福を目的とすることのほかに、ニーズを満たすことを正義と見なす見解をもうひとつの目的論的な正義観として提示している。彼は、「各人からは各人の能力に応じて、各人に対しては各人のニーズに応じて」と定式化される考え方を「ニーズの原理」と呼び、このニーズの原理に関して「ニーズの原理を相互性に基づく原理と考えるよりも、それをひとつの目的論的原理と考えることのほうがもっともらしい」（ジョンストン203頁）と述べ、ニーズを満たすことを目的論的な正義のひとつと見なしている。ニーズを満たすことを正義と考える第三の目的論的な正義の理論も、本来ならば本稿において取り上げるべきものではあったが、この正義の理論について論ずるには、マルクス主義的見解のほかにも、ケアの倫理と正義の問題を詳しく検討することが必要となるため、これについては稿を改めて論ずることにしたい。その際には、正義の倫理とケアの倫理の「対立」をいかに読み解くべきか、ケアの倫理における「正義」を説いているE・F・キテイの議論をどのように評価することができるか、といったことが主要な論点になるであろう。

最後に、再びカントの「定言命法の目的自体の定式」を想起し、それをもとに本稿の議論をまとめていくことにしたい。「定言命法の目的自体の定式」は、人を単に手段としてのみ使用してはならず、同時に目的として使用することを求めている。手段として使用するとは、人をある意味でモノとして扱うことである。このとき人はモノの価値で測られ、比較され、優劣をつけられ、優劣の違いに応じた処遇をうける。これに対して、人を目的として使用するとき、人はまさしく人として遇され、それぞれが尊厳という比較を超えた価値を有するものとみなされ、その存在そのものが等しく尊重されることになる。「目的として使用」されることにおいて各人の存在は、それがどのような才能や能力をもつものであるかに関わらず、その人として存在していることそのことがそのままに認められるべきものとなるのである。

この二つの「使用」のそれぞれに関して、正義が要求される。人を目的として使用することそれ自体が正義にかなったことであるが、このときの正義とは、誰もが等しく尊厳あるものとして認められ、各人がお互いの存在を認め合うことを意味する。尊厳あるものとして互いの存在を認めあうこととしての正義は、誰もが等しく認め合うこととして、バランスのとれた相互性としての正義であることが求められる。また、人を目的として使用し尊厳を認めあうということは、カントにおいても明らかなように、自由を尊重し、互いの自由を尊重し合うということの意味することになる。したがって、この正義は自由を目的とすることとしての正義という意味をもつものでもなければならない。さらに、存在することそのことを認めることとしての正義は、生存権を認めることにつながるものであるから、本稿では言及することのできなかつた「ニーズを満

たすこととしての正義」の側面からもその性格が明らかにされるべきものであるといえる。各人がお互いに支えあうことで、基本的ニーズを満たすことができるようになること、このことの保障が社会的正義の一要件として重視されるべきであろう。もうひとつの目的論的正義観である、幸福を目的とすることとしての正義に関していえば、社会全体の幸福だけではなく、個々人が自らの幸福を目的として追求することができる可能性が開かれていることがより重視されるべきであると言えるであろう。そのことによって、関係者全員の幸福への等しい配慮が可能になるといえるからである。

人を手段として使用する場合の正義の要件としては、まず、いま述べた「人を目的として使用することとしての正義」が確保されていることが前提となることが挙げられる。各人が尊厳あるものとして認められ、互いの自由が尊重された上で、はじめて、各人がそれぞれの比較可能な価値にしたがって測られ、価値の違いによって異なった扱いがなされることが許容されることになるのである。各人が尊厳あるものとして認められた上で、各人がその価値によって比較され、異なる取り扱いがなされる場合であっても、さらに以下のことが正義の要件として要求される。各人の価値と各人が受ける異なる取り扱いとの間に合理的な理由の連関があること、そして異なる取り扱い方が価値の違いに比例した異なる取り扱いになっている（比例的平等が確保されている）こと、これらのことが、人を手段として使用する際の正義には求められる。正当な理由に基づいて異なる取り扱いがなされ、かつ比例的平等のもとで異なる取り扱いがなされることにおいて、はじめて「各人に各人のものを」与えることができるようになるのである。

道徳の授業において「正義」を主題として取り扱う際には、以上のようなことを考慮しつつ授業を構想することが必要となる。さらに付言するならば、いま言及してきた「定言命法の目的自体の定式」における二つの「使用」のどちらに関して授業を展開しようとしているのか意識しながら授業を構想することが求められるのである。人権の問題のように、誰をも平等に扱うことが求められるバランスのとれた相互性としての正義に関して授業を行おうとしているのか、それとも、ある意味では「不平等」な扱いが認められるバランスを欠いた相互性としての正義に関して授業を展開しようとしているのか、授業のねらいを明確にした上で授業を構想することが必要となるのである。

参考文献・引用文献

- 赤林朗（編）『入門・医療倫理Ⅱ』勁草書房、2007年。
 アリストテレス『ニコマコス倫理学』神崎繁訳、岩波書店、2014年。
 伊勢田哲治「功利主義とはいかなる立場か」、伊勢田・樫（編）『生命倫理学と功利主義』所収、2006年。
 伊勢田哲治・樫則章（編）『生命倫理学と功利主義』ナカニシヤ出版、2006年。
 岩田靖夫『アリストテレスの倫理思想』岩波書店、1985年。
 ———『ソクラテス』勁草書房、1995年。
 ———『ヨーロッパ思想入門』岩波書店（岩波ジュニア新書）、2003年。
 ———『よく生きる』筑摩書房（ちくま新書）、2005年。
 ———『いま哲学とはなにか』岩波書店（岩波新書）、2008年。
 宇佐美誠『その先の正義論：宇佐美教授の白熱教室』武田ランダムハウスジャパン、2011年。
 碓井敏正『現代正義論』青木書店、1998年。
 亀本洋「法的正義の求めるもの」、平野・亀本・服部『法哲学』所収、2002年。
 カント、I.『道徳形而上学原論』篠田英雄訳、岩波書店（岩波文庫）、1976年。
 キテイ、E.F.『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社、2010年。
 児玉聡『功利主義入門』筑摩書房（ちくま新書）、2012年。
 鈴木保宏・中山芳明「社会正義の授業の意義：小・中の授業実践からの考察」、日本道徳教育学会第85回大会（2015年6月28日・東京学芸大学）自由研究発表配布資料、2015年。

- ジョンストン, D. 『正義はどう論じられてきたか：相互性の歴史的展開』 みすず書房, 2015年。
堂園俊彦 「義務論」, 赤林 (編) 『入門・医療倫理Ⅱ』 所収, 2007年。
仲正昌樹 『いまこそロールズに学べ：「正義」とはなにか?』 春秋社, 2013年。
中山元 『正義論の名著』 筑摩書房 (ちくま新書), 2011年。
新田孝彦 『入門講義 倫理学の視座』 世界思想社, 2000年。
平井亮輔 (編) 『正義：現代社会の公共哲学を求めて』 嵯峨野書院, 2004年。
平野仁彦 「法と正義の基本問題」, 平野・亀本・服部 『法哲学』 所収, 2002年。
平野仁彦・亀本洋・服部高宏 『法哲学』 有斐閣 (有斐閣アルマ), 2002年。
森村進 『自由はどこまで可能か：リバタリアニズム入門』 講談社 (講談社新書), 2001年。
水野俊誠 「功利主義」, 赤林 (編) 『入門・医療倫理Ⅱ』 所収, 2007年。
文部科学省 『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』, 2015年。
柳沼良太 『問題解決型の道徳授業：プラグマティック・アプローチ』 明治図書, 2006年。
ロールズ, J. 『公正としての正義 再説』 田中成明・亀本洋・平井亮輔訳, 岩波書店, 2004年。
———— 『正義論 改訂版』 川本隆志・福間聡・神島裕子訳, 紀伊國屋書店, 2010年。

* 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究 (C) (課題番号26381247) による研究成果の一部である。

(旭川校准教授)